



# 民生委員・児童委員 地域とともに次の 100年へ

5月12日は民生委員・児童委員の日です。平成29年(2017年)、民生委員制度は創設100周年、児童委員制度も70周年という節目を迎えました。これまで、民生委員・児童委員は地域のみなさんのよき相談相手として大きな役割を担ってきました。地域のみなさんが安心して暮らせるよう、これからも地域の「パイプ役」として活動していきます。 圃社会福祉課 (☎82-1174)



## 民生委員・児童委員とは？

民生委員は民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。無報酬のボランティアとして活動しています。また民生委員は、児童福祉法に基づき児童委員も兼ねています。

本市では、現在4つの地区に分かれて活動し、各地区で毎月定例会を開いて学習の場を設けるなど、委員の資質向上に努めています。

## どのように選ばれるの？

民生委員・児童委員は、市が設置した推薦会によって選考が行われ、社会福祉に熱意のある人が選ばれます。任期は3年(再任可)です。

## 地域の「パイプ役」として活動しています

～民生委員・児童委員の主なはたらき～

### 見守る

高齢者や障がいのある人の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどをを行います。



### 支える

地域のみなさんが抱える課題について、相手の立場にたち、親身になって相談に応じます。



### つなぐ

相談内容に応じた福祉サービスが得られるよう関係機関に連絡し、必要な対応を促します。



## ■こんな悩み・不安はありませんか？

- ・困っているけど相談する場所がない
- ・高齢者の一人暮らしでさみしい
- ・高齢者の二人暮らしで何かあったときに不安
- ・生活費がない
- ・身体が不自由で災害時の避難が不安
- ・子どもの進学費がない
- ・子育てがうまくいかない
- ・最近ご近所の人姿を見かけない など

※民生委員・児童委員には法に基づく守秘義務があります。相談内容や個人情報、プライバシーに関すること等、秘密は厳守します。安心してご相談ください。